

滋賀県介護支援専門員連絡協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県介護支援専門員連絡協議会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務局を滋賀県草津市笠山 7-8-138 滋賀県社会福祉協議会内におく。

(目的)

第3条 本会は、介護支援専門員の資質の向上と介護支援専門員同士の連携を図り、もって、自立支援を基本とした質の高い、公正、中立な介護支援の業務の推進に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 専門的知識及び技術の向上ならびに倫理の確立に関すること。
- (2) 会員相互の交流、情報交換に関すること。
- (3) 業務を遂行するうえで必要となる情報の収集と提供に関すること。
- (4) 介護保険制度の円滑な運営を図るための社会資源の開発、改善及び量的な確保に関すること。
- (5) 日本介護支援専門員協会の入会、更新手続き事務に関すること。
- (6) その他、目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員

滋賀県内に住所又は勤務先を有する介護支援専門員であって、本会の目的に賛同する者

(2) 賛助会員

本会の事業を賛助するため入会した個人または団体

(入会)

第6条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申込書により、申し込まなければならない。

(会費)

第7条 正会員の年会費は年額5,000円、賛助会員は1口10,000円とする。

2 会員は毎年定められた会費を所定期日までに納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、次に掲げる場合には、本会を退会する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき。
- (2) 会員が死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員が、介護保険施行令第35条の2第3号の規定による登録を取り消されたとき、又は登録を抹消したとき。
- (4) 正当な理由がなく前条に規定する会費を所定期日までに納入しなかったとき。

2 前項第1号の1の規定により退会する場合は、書面によりその旨を申し出なければならない。

(抛出金品の不返還)

第9条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

(除名)

第10条 本会の名誉を著しく傷つけ、又は規約及び倫理に反する重大な行為のあった会員に対しては、世話人会の協議を経て、本会から除名することができる。この場合において、当該会員に対して、事前に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 組織

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2～3名
- (3) 理事 14名以上20名以内
- (4) 監事 2名

2 会長、副会長、理事及び監事は、総会において正会員の中から選出する。

3 会長、副会長は、理事として、理事の定数に含めるものとする。

4 監事は理事を兼務することができない。

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、本会の業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときに、又は欠けたとき理事会で定める順位によりその職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、本会の業務を執行する。

4 監事は、本会の会計及び業務の遂行を監査する。

5 監事は理事会に出席することができる。ただし、監事は議決に加わることができない。

(任期)

第13条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 任期の途中で役員に選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 前各条項の規定に関わらず、役員は次期役員が選任されるまでの間、その職務にとどまらなければならない。

(解任)

第 14 条 役員が次の各号の一に該当する場合は、任期の途中であっても総会の議決により解任することができる。但し、その場合は、本人に対して事前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の疾病その他の理由により職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(理事会)

第 15 条 理事会は、すべての役員をもって構成する。

- 2 理事会は会長が招集する。

(権能)

第 16 条 理事会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議するべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類と開催)

第 17 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年 6 回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 1. 会長が必要と認めたとき。
 2. 理事現在数の 4 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集請求があったとき。
 3. 監事からの招集があったとき。

(定足数及び議決要件)

第 18 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会は出席者の過半数により議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 4 やむを得ない理由により総会に出席できない役員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として議決を委任することができる。この場合は、第 1 項ならびに第 2 項の適用において出席したものとみなす。

(顧問)

第 19 条 本会に顧問を置くことができる

(補助組織の設置)

第 20 条 会長は、理事会の承認を得て、委員会、部会等の補助組織を設置することができる。補助組織の長は理事の互選とし、委員は理事会において選出する。

第 4 章 保健福祉圏域協議会

(福祉圏域協議会)

第 21 条 別表に定める区域ごとに協議会と連携し、協力要請のあった業務について協力する。

第 5 章 総 会

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の制定及び改廃
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

(種類及び構成)

第 24 条 総会は定時総会と臨時総会とする

2 定時総会は毎年 1 回開催し、会長が招集する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の総数の 4 分の 1 以上の者から会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(定足数及び議決要件)

第 25 条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 総会は出席者の過半数により議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議長は、会議に出席した正会員の中から会員の互選により選出する。

4 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、予め通知された会議の付議事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として議決を委任することができる。この場合は、第 1 項ならびに第 2 項の適用において出席したものとみなす。

第 6 章 資 産 及 び 会 計

(資産)

第 26 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金
- (3) 事業収入
- (4) その他の収入

(事業計画及び予算)

第 27 条 本会事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に理事会及び総会の議決を得るものとする。

(暫定予算)

第 28 条 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときには、会長は理事会の議決を経て、予算の成立の日までに前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前条の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出としてみなす。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事業報告及び決算)

第 30 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了時、監事の監査を経て、総会の承認を得るものとする。

第 7 章 会則の変更及び委任

(会則の変更)

第 31 条 この会則を変更するときは、理事会の発議により、総会において議決しなければならない。

(委任)

第 32 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、理事会の協議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成 12 年 8 月 19 日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第 13 条の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会設立当初の事業計画及び予算は第 22 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 4 本会設立当初の会計年度は、第 26 条の規定にかかわらず、設立の日から翌年の 3 月 31 日までとする。

附則

- 1 この会則は、平成 14 年 5 月 25 日から適用する。
- 2 この会則は、平成 17 年 5 月 14 日から適用する。
- 3 この会則は、平成 18 年 5 月 13 日から適用する。
- 3 この会則は、平成 20 年 5 月 17 日から適用する。
- 4 この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 5 この会則は、平成 21 年 5 月 30 日から適用する。
- 6 この会則は、平成 26 年 5 月 31 日から適用する。
- 7 この会則は、平成 30 年 5 月 31 日から適用する。

(別表：第 21 条関係)

| 協 議 会 | 管 轄 区 域 |
|---------|-----------------|
| 大 津 | 大津市 |
| 湖 南 | 草津市、守山市、栗東市、野洲市 |
| 甲 賀 湖 南 | 甲賀市、湖南市 |
| 東 近 江 | 近江八幡市、東近江市、蒲生郡 |
| 彦根愛知犬上 | 彦根市、愛知郡、犬上郡 |
| 湖 北 | 長浜市、米原市 |
| 湖 西 | 高島市 |